

第1回出水市景観計画策定委員会 議事概要

平成20年9月5日 13:30～15:30
出水市役所大会議室

1. 式次第及び配布資料

式次第	
1. 開会	7. 委員長及び副委員長の選任
2. 辞令交付	8. 委員長あいさつ
3. 市長あいさつ	9. 委員会資料の説明 「出水市の景観特性と課題について」
4. 委員紹介	10. 意見交換・質疑応答
5. 事務局紹介	11. 閉会
6. 受託者紹介	

配布資料
<ul style="list-style-type: none">第1回出水市景観計画策定委員会 会次第 (裏面；出水市景観計画策定委員会 委員名簿)出水市景観計画策定委員会設置要綱第1回出水市景観計画策定委員会 資料第1回出水市景観計画策定委員会 参考資料 (出水市の景観に関する市民アンケート結果)



▲ 委員会の様子

2. 意見交換・質疑応答の主な内容

発言者	内容	回答
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画策定に2年間をかけるのは長すぎではないか ・ 景観条例の制定スケジュールについて伺いたい ・ 景観計画と条例は平行して検討を進めるということでよいか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年間かけ景観計画を策定する旨を、資料を元に回答（事務局） ・ 段階的に検討し、H22年3月に計画の策定と条例を制定する予定である（事務局）
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広瀬橋周辺の米ノ津川の整備内容と景観への配慮について県から意見を頂きたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県土整備部の事業であり、詳細については次回委員会で回答する（委員）
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画策定によって事業を実施する場合（例えば電柱地中化等）、財源は確保されるのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画は、事業を実施するための計画ではなく、土地利用の規制・誘導や、取り組み支援を通して少しずつ景観形成に取り組むための計画である（アドバイザー） ・ 景観形成の取りくみは多岐に渡るので、関連事業を上手く活用し、少しずつ実行していく必要がある（委員） ・ 県庁には、多岐に渡る分野が合同して景観形成を進める組織があり、市町村の景観形成の取り組みを支援している（委員）
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高尾野・野田地区には、荒崎展望台からの眺望、農道からの眺望などの美しい景観資源がある一方、商店街の衰退は著しい ・ 景観を磨くことの費用対効果を計りかねているが、この機会にまちの資源を見つめ直したい 	<p style="text-align: center;">—</p>

発言者	内容	回答
委員	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画の実効性を高めるには、市民が景観へ理解を深める、その手法を十分研究することが必要である 	—
委員	<ul style="list-style-type: none"> 活用可能な関連事業について、ハード・ソフト両面での整理する必要がある 	—
	<ul style="list-style-type: none"> 景観資源のある場所で計画された過去の計画をまとめ、関連計画の整合を図る必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 合併により、これまでの取り組みを把握しきれていない。今後関連計画を把握し、整理していきたい（事務局）
委員	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意識向上が重要であり、公民館・学校教育など様々な観点からの取り組み支援が必要である 子供たちの絵画コンクール実施を提案する 長期スパンでの段階的取り組みが必要である 	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画については、市の広報誌・HP等で広く広報する。教育機関への広報手段も検討したい（事務局）
委員	<ul style="list-style-type: none"> NPO 野田郷では、中学生の歴史体験(仮装行列)、亀山城の清掃、野田駅の環境美化等の活動を実施している。 地域コミュニティへの支援が行われ、市民・行政一体となって景観資源を保全できるとよい 	—
委員	<ul style="list-style-type: none"> 県の景観基本計画との整合を図る必要があるのではないか 県から支援策はどのようなものがあるか 	<ul style="list-style-type: none"> 景観基本計画は、概ねの基本方針を示すものである 県からは補助金という形ではなく、助言・物品の貸与等の支援を主に実施している（委員）
委員	<ul style="list-style-type: none"> 歴史まちづくり法が施行され、予算の補助もあるようなので、活用を検討されてはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> 今後検討していきたい（事務局）

発言者	内容	回答
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街づくりを大きく構えるのではなく、ゴミをきれいにするといった景観形成の取り組みを住民が積み重ねることで、良好な景観が形成されると考えている 	—
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局としては景観計画の策定だけでなく、実効性を重視し、行政・市民の意識向上を図ることが重要であると考えている ・ 行政では庁内で横断的に集まり、意識向上を図る取り組みを進める予定である ・ 市民には、まちづくり講座等の取り組みを実施する予定である 	—
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出水市民の意識が景観に向くことが重要である 	—
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミなど身近な景観に関する問題改善が、予算もかからず比較的早く景観の改善につながる ・ 市民の取り組みが重要であり、景観計画は、行政が、市民の取り組み手法や、人、資金等について考え、実行していく行動計画となるとよい ・ 耕作放棄地の対策に農林水産省の予算活用等も考えられるが、いずれにしてもその実現には地元の合意形成が必要となる 	—